第１号様式（第８条関係）

年　　　月　　　日

芽室町長　　　　　　　様

申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

芽室町空き物件等流通促進補助金交付申請書

　　　　年度において、芽室町空き物件等流通促進補助金交付要綱第８条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業の区分 | □（１）相続登記等・住宅調査等実施事業  □（２）家財道具等撤去事業 |
| 空き物件等の所在地 | 芽室町 |
| 空き物件等の所有者 | 氏名  住所  ※登記簿上の所有者又は固定資産課税台帳の納税者 |
| 申請者と所有者  の関係 | □　本人　　□　相続人　　□　管理者　　□　共有資産代表者　　□　代表相続人　□　その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| 空き物件等になった時期 | □　昭和　　□　平成　　□　令和　　　　年　　　　月 |
| 建築物等の建築年 | □　昭和　　□　平成　　□　令和　　　　年 |
| 建築物等の面積 | 建築物等：　　　　　　　㎡　　　　敷地：　　　　　　　㎡ |
| 事業実施予定期間 | 年　　　月　　　日　　から　　　　年　　　月　　　日 |
| 補助対象経費の額 | 円 |
| 補助申請額 | 円  内訳）  相続登記等・住宅調査等実施事業：　　　　　　　　　　　　　　　円  家財道具等撤去事業：　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 添付書類 | □ 補助対象空き物件等の固定資産課税台帳の写し若しくは固定資産税納税通知書の写し又は登記事項証明書の写し等の所有者がわかる書類  □ 補助対象経費が確認できる見積書の写しとその内訳がわかる書類  □ 空き物件等の外観の写真及び位置図  □ 家財道具等撤去事業は、残置された家財道具等の写真  □ 誓約書（第２号様式）  □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助金の  振込予定先 | 振込先銀行等の名称 | 口　座　番　号 | 口　　座　　名 |
|  | 普通  当座 |  |

第２号様式（第８条関係）

誓約書

　　年　　月　　日

　芽室町長　あて

申請者　住　　所

氏名(自署)

私は、芽室町空き物件等流通促進補助金の申請にあたり、下記の事項について誓約します。

　この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

□　申請時点から３年以上相続登記等の処理がされていない又は活用されていないまちなかエリアの空き物件等であることを確約します。

□　申請する空き物件等の流通の促進及び有効利用を図るため、事業完了後に空き物件等を売買等することを目的に実施することを確約します。

□　私は次に掲げるいずれにも該当しません。

　（１）　私は、芽室町暴力団排除条例第２条第１号及び第２号に規定する暴力団又は暴力団員ではありません。

　（２）　私は、芽室町暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団関係事業者ではありません。

□　次に掲げる事業を行う者への売買等しないことに同意します。

（１）　政治的活動又は宗教的活動に関するもの

（２）　公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

（３）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業

補助金交付要綱第２条第６号イに該当する所有者等である場合、次に掲げるいずれかを満たすこと。

□　後日他の所有者又は相続人から異議申立てや申請した空き物件等に係る紛争等が生じた場合、申請者の全責任において処理するものとし、芽室町に対して一切の損害を与えないことを誓約します。

□　すべての所有者又は法定相続人から次のア及びイの同意を得て、署名を集めること。

ア　申請者が芽室町空き物件等流通促進補助金を申請し、事業実施することに同意します。

イ　本事業実施に係るすべての手続きの一切の権限を申請者に委任し、本事業の実施及び補助金交付申請、事業完了後に発生した紛争等において、芽室町に対して異議申し立てを行わず一切の損害を与えないことに同意します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 住所 | 住所 | 住所 | 住所 |
| 氏名  (自署) | 氏名  (自署) | 氏名  (自署) | 氏名  (自署) |

□　都市計画法等の関係法令等に抵触する空き物件等ではありません。

□　補助金の交付申請をする空き物件等は、過去に芽室町空き物件等流通促進補助金交付要綱第５条第１項に定める同一事業の補助金の交付を受けた空き物件等ではありません。

□　申請時に固定資産税を滞納している空き物件等ではありません。

□　補助金交付決定のため、住民票並びに町税等の課税及び納付に関する書類を調査、照会、閲覧されることを承諾します。

□　芽室町空き物件等流通促進補助金の確定の日から起算して２年以上めむろ住宅情報協会に登録し、めむろ土地・住宅情報で公開することに同意します。

□　売買等の成約を除き、芽室町空き物件等流通促進補助金の確定の日から起算して２年以内にめむろ土地・住宅情報での公開を取りやめたときは、芽室町の指示に従い、交付された補助金の全部又は一部を速やかに芽室町に返還することについて同意します。

□　芽室町空き物件等流通促進補助金交付要綱及び本誓約に反する事実が明らかになった場合、芽室町の指示に従い、補助金交付決定の取り消しを受け、交付された補助金を速やかに芽室町に返還することについて同意します。

□　町長が必要と認めた場合は、申請書及び添付書類の内容の確認に必要な書類を提出すること及び現地確認を行うことについて同意します。